



2022年8月8日

各 位

会 社 名 協立電機株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 西 信之  
(コード：6874 東証スタンダード市場)  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 平井 伸太郎  
電 話 0 5 4 - 2 8 8 - 8 8 9 9

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について2022年9月27日開催の第64回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年9月27日
定款変更の効力発生日	2022年9月27日

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="199 268 790 331">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="183 340 790 586">第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="446 622 518 656">(新設)</p> <p data-bbox="446 981 518 1014">(新設)</p>	<p data-bbox="1077 268 1141 302">(削除)</p> <p data-bbox="821 631 1029 665">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="805 667 1412 768">第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="869 775 1412 952">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="821 987 901 1021">(附則)</p> <p data-bbox="805 1025 1412 1202">1. 定款第16条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="805 1209 1412 1310">2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>